

## 苫小牧市まちなか交流センター条例の改正（案）について

### 1 趣旨

令和6年度からのまちなか交流センター（COCOTOMA）の指定管理者募集にあたって、苫小牧市まちなか交流センター条例の改正を行うものです。

### 2 改正概要

条例第1条の施設の設置目的に、福祉のまちづくりの拠点として、健康増進及び福祉に関する事業並びに情報発信の充実を図り、市民の健康的な暮らしを実現することを追加いたします。合わせて、条例第2条のまちなか交流センターで行う事業に健康増進事業の実施に関するこを追加いたします。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

○苦小牧市まちなか交流センター条例（平成25年条例第38号）

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民に憩いと交流の場を提供するとともに、<u>健康と福祉のまちづくりの拠点として、健康増進及び福祉に関する事業並びに情報発信の充実を図り、もって市民の健康的な暮らしを実現しながら</u>中心市街地のにぎわいを創出するため、苦小牧市まちなか交流センター（以下「センター」という。）を苦小牧市表町5丁目11番5号に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民に憩いと交流の場を提供するとともに、<u>地域情報の発信及び文化活動の促進</u>を図り、もって<u>中心市街地のにぎわいを創出するため、苦小牧市まちなか交流センター（以下「センター」という。）を苦小牧市表町5丁目11番5号に設置する。</u></p>
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) 休憩の場の提供に関すること。</p> <p>(2) <u>健康増進事業の実施に関すること。</u></p> <p>(3) 地域情報及び観光情報の発信に関すること。</p> <p>(4) 講習会、講演会の開催等の文化活動に関すること。</p> <p>(5) 地場産品を利用した飲食物の提供等その普及の促進に関すること。</p> <p>(6) <u>その他センターの設置の目的を達成するため必要な事業</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) 休憩の場の提供に関すること。</p> <p>(2) <u>地域情報及び観光情報の発信に関すること。</u></p> <p>(3) 講習会、講演会の開催等の文化活動に関すること。</p> <p>(4) 地場産品を利用した飲食物の提供等その普及の促進に関すること。</p> <p>(5) <u>その他センターの設置の目的を達成するため必要な事業</u></p>
<p>施行期日：令和6年4月1日</p>	